

令和5年度低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯を支援するため、特別給付金を支給します。支給金額は、児童1人あたり一律5万円。

■ひとり親世帯分

●申請が不要な方／令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方※5月31日支給済み。

●申請が必要な方／①公的年金など(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償)を受給しているため、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る、②食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方。

■ひとり親世帯以外の世帯分

●申請が不要な方／令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の世帯分)を受給した方※5月31日支給済み。

●申請が必要な方／令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児は20歳未満。令和6年2月29日までに生まれた新生児も対象)を養育している方で、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方。

対象年齢の児童がいる世帯で、申請が必要な方には、7月上旬頃お知らせを発送します。詳細は区ホームページ参照※ひとり親世帯分とひとり親世帯以外の世帯分を重複支給不可。



☎当給付金専用コールセンター ☎4566 - 2482

区民ひろば13か所に マイボトル専用給水機を設置しました

熱中症予防対策やプラスチックごみ削減の取組みとして、マイボトル専用給水機を設置しました。マイボトルを持参する人が増えることで、ペットボトルの削減に伴うCO2排出量の削減にもつながります。また、熱中症の予防のためにこまめな水分補給をしましょう。

◇設置施設…区民ひろば仰高、清和第一、清和第二、西巣鴨第二、池袋本町、高南第一、高南第二、目白、要、富士見台、千早、さくら第一、さくら第二
☎環境計画グループ ☎3981 - 1597

マイナポイント支援窓口

7月3日(月)～9月29日(金) 区役所本庁舎3階304会議室、東・西区民事務所※東・西区民事務所は7月3日(月)のみ午後1時から受付。詳細は2次元コード参照か問い合わせください。

☎支援窓口について…豊島区マイナンバーコールセンター ☎3981 - 1122(祝日を除く)



税・国保・年金

国民年金保険料免除・納付猶予申請のご案内

令和5年7月～令和6年6月分の国民年金保険料免除・納付猶予申請の受付を開始しました。

◇対象…国民年金第1号被保険者で経済的に保険料の支払いが困難な方。ただし、免除は本人・配偶者・世帯主、納付猶予は本人(50歳未満)・配偶者の前年所得などに基づく審査があります。退職などで保険料を納めることが難しい方は、特例免除が利用できる場合があります。

◇そのほかの制度…①学生納付特例制度、②産前産後期間の免除制度 ※保険料を未納のままにしておくと、老齢・障害・遺族などの各基礎年金を受け取れなくなる場合があるので早めに手続きしてください。

☎国民年金グループ ☎3981 - 1954、池袋年金事務所 ☎3988 - 6011

新しい高齢受給者証を送付します

8月1日から使用可能な新しい高

齢受給者証を、黄色い封筒に入れて7月20日に送付します。高齢受給者証は毎年8月が更新月です。一部負担割合は、該当世帯の令和4年中の所得状況に基づき、自動で再度判定します。すでにお持ちの受給者証の有効期限は、7月31日までです。

☎資格・保険料グループ ☎4566 - 2377

特別区民税・都民税の納付が確認できない方へ催告書を送付します

平成31年度第1期分(令和元年7月1日納期限)から令和4年度第5期分(令和5年3月31日納期限)の納付が確認できない方へ7月4日に催告書を送付します。7月18日までに納付してください。

◇日曜窓口開設日…7月9日(日) 午前9時～午後5時

◇納付相談…病気や退職などにより納期限までに納付することができない場合や生活が困窮している場合は、分割納付などの相談を行っています。早めに相談してください。

◇このようなときはご注意ください
●豊島区外に転出した場合…豊島区で住民税が課税される方は、その年

の1月1日現在、豊島区に居住していた方です。課税された年の中で豊島区外に転出した場合、または日本国外に出国した場合でも1年度分の住民税を納付する必要があります。出国などで国内に住所がなくなる方は、事前に納税管理人の届出をする義務があります。

●給与から住民税を引かれていた(特別徴収)が、その会社を退職した場合…給与から徴収をすることができなくなった残りの住民税は普通徴収に切り替わり、自分で納付する必要があります。

☎整理第一・第二グループ ☎4566 - 2362

福祉

介護保険負担割合証を送付します

8月1日から使用する新しい「介護保険負担割合証」を、7月中旬から順次送付します。◇対象…要介護・要支援認定を受けている方と介護予防・生活支援サービス事業対象の方。内容を確認し、ケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。自己負担割合は、前年の所得に応じて決定され、一定以上の所得がある方は2割または3割、一定未満の方は1割です(40～64歳の方は所得にかかわらず1割)。詳細は同封の案内、または介護保険パンフレット、区ホームページ参照か問い合わせ

せてください。
☎介護保険課給付グループ ☎3981 - 1387

原爆被爆者の方へ見舞金を給付します(申請がお済みでない方へ)

7月1日現在、区内在住の被爆者の方に8月下旬に見舞金(16,000円)を給付します。豊島区に転入した方など初めて受給する方は、申請してください◇必要書類など…①被爆者健康手帳、②本人名義の預金通帳が口座番号がわかるもの、③印鑑☎7月31日までに障害福祉課給付グループへ必要書類を持参。
☎当グループ ☎3981 - 1963

子育て・教育

私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に補助金を交付します

◇対象…次のすべてに該当する方。
①区内在住で現在幼児を私立幼稚園に通わせている保護者※満3歳児も対象、②保育料を納めている方。
◇交付時期…前期分(4～8月分)／11月下旬頃※補助金額は令和4年度の区市町村民税所得割課税額などにより決定☎申請書(対象者に各園から配布)を指定日までに各園へ。詳細は補助金のご案内(申請書と同時配布)参照。
☎幼稚園グループ ☎4566 - 2481

新型コロナウイルス感染症に関する相談

東京都新型コロナ相談センター ☎0120 - 670 - 440(毎日24時間)

自宅療養中の健康相談、新型コロナウイルス感染症に関する一般相談、医療機関案内など

☎池袋保健所新型コロナ電話相談センター ☎3987 - 4179
感染症グループ ☎3987 - 4182



5類移行について

新型コロナウイルスワクチンの接種について

現在、個別接種を基本として実施しています。予約は、各医療機関へ直接連絡してください。

豊島区新型コロナウイルスワクチンコールセンター ☎0120 - 567 - 153 (午前9時～午後6時 土・日曜日、祝日も開設)



区ホームページ